

令和4年2月18日

障害福祉サービス等事業所 管理者各位

茅ヶ崎市障がい福祉課長

まん延防止等重点措置の期間延長に伴う障害福祉サービス等事業に関する
請求及び代替サービスの延長について（通知）

日頃より本市の福祉行政の推進にご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和4年1月21日にまん延防止等重点措置が発令され、同年2月14日～3月6日まで措置が延長
されました。

それに伴い、代替サービスの提供も令和4年3月6日まで延長いたします。

1 代替サービスの実施について

本市では、利用者及びその保護者から通所を控えたいと希望があった場合、利用者に対し、通所時
と同等のサービスを提供した際には、令和4年1月21日（金）から令和4年3月6日（日）まで、
報酬の対象とします。

支援内容とその取扱いについては、「まん延防止等重点措置発令の期間延長に伴う代替サービスに
ついて（本市インターネット掲載）」をご参照ください。

2 代替サービスに係る利用者負担について

代替サービスにて支援を行った場合でも、利用者より利用者負担金を徴収してください。

3 通所交通費について

代替サービスにて支援を行った場合、通所の実態はないため、通所交通費は請求できません。

※ただし、今後の新型コロナウイルスの状況で、上記に示した期間を延長する場合があります。期間
を変更する場合は、改めて通知いたします。

事務担当 茅ヶ崎市 障がい福祉課 大畑、鈴木、山根、太田

住 所 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1

電 話 0467-82-1111 内線 3214

メ ール shoufuku@city.chigasaki.kanagawa.jp

※電話がつながりにくい状況ですので、質問等はメールにてお願いしま
す。